

処分基準の設定様式(窓口に備え付けるもの)

番号	根拠法令等の名称	根拠法令等の条項	不利益処分の種類	処分権者(担当課)
11	特定非営利活動促進法	第13条第3項	設立認証後の未登記による認証の取消し	市長(市民協働推進課)

処分基準

事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することが困難であるので、個々の事業ごとに判断することとしている。

【根拠(基準)法令】

○特定非営利活動促進法
(成立の時期等)

第十三条

3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

処分基準の設定様式(窓口に備え付けるもの)

番号	根拠法令等の名称	根拠法令等の条項	不利益処分の種類	処分権者(担当課)
12	特定非営利活動促進法	第39条第2項	合併認証後の未登記による認証の取消し	市長(市民協働推進課)

処分基準

事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することが困難であるので、個々の事業ごとに判断することとしている。

【根拠(基準)法令】

○特定非営利活動促進法

(合併の時期等)

第三十九条

2 第十三条第二項及び第十四条の規定は前項の登記をした場合について、第十三条第三項の規定は前項の登記をしない場合について、それぞれ準用する。

処分基準の設定様式(窓口に備え付けるもの)

番号	根拠法令等の名称	根拠法令等の条項	不利益処分の種類	処分権者(担当課)
13	特定非営利活動促進法	第42条	特定非営利活動法人に対する改善命令	市長(市民協働推進課)

処分基準

事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することが困難であるので、個々の事業ごとに判断することとしている。

【根拠(基準)法令】

○特定非営利活動促進法
(改善命令)

第四十二条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

処分基準の設定様式(窓口に備え付けるもの)

番号	根拠法令等の名称	根拠法令等の条項	不利益処分の種類	処分権者(担当課)
14	特定非営利活動促進法	第43条第1項及び第2項	特定非営利活動法人設立の認証の取消し	市長(市民協働推進課)

処分基準

事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することが困難であるので、個々の事業ごとに判断することとしている。

【根拠(基準)法令】

○特定非営利活動促進法
(設立の認証の取消し)

第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。